

県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討WGの趣旨について

青森・岩手県境不法投棄事案については、平成 29 年度の完了に向けて原状回復事業を進めていますが、問題の解決には長い期間と莫大な経費を必要とし、本県にとって大きな負担となっています。

一方、原状回復事業を進める中で、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化に関する技術的な知見が得られています。また、事案の発生を契機に住民の環境に対する関心が高まり、不法投棄の問題だけでなく自然や環境保全に係る住民活動も活発に行われています。

事案の発生や対応の経緯、原状回復で得られた知見や住民の取組みを今後の環境保全に生かしていく必要があります。

不法投棄事案の再発防止や地域の優れた環境を守っていくため、原状回復の記録の活用や跡地の環境再生のあり方など不法投棄事案の教訓を次の世代に伝えるための取組みについて、地域と連携して検討しようとするものです。

県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 県境不法投棄事案の発生や経緯、原状回復で得られた知見等不法投棄事案の教訓を後世に伝え、不法投棄の再発防止や跡地の環境再生など今後の環境保全に資するための取組みを地域と連携して検討する。

(設置)

第2条 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会（以下「協議会」という。）の下に県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

(所掌)

第3条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとし、検討結果は協議会に報告するものとする。

- (1) 原状回復の記録等の保存や活用のあり方及び現場跡地の環境再生のあり方を検討すること。
- (2) その他教訓を後世に伝えるために必要な事項を検討すること。

(組織)

第4条 ワーキンググループ員は、次に掲げる者のうちから岩手県環境生活部長が委嘱する。

- (1) 二戸市に居住する者又は二戸市内の団体に所属する者
- (2) 二戸市職員
- (3) 学識経験者

2 任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠ワーキンググループ員の任期は、前任者の残余期間とする。

(リーダー等)

第5条 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダー1人を置く。

- 2 リーダーは、ワーキンググループ員の互選による。
- 3 サブリーダーは、リーダーが選任する。
- 4 リーダーは会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要があるときには会議に関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年12月26日から施行する。

県境不法投棄事案の概要

1 不法投棄現場の状況

不法投棄の場所	二戸市上斗米地内（16.3ha）の原野 標高450mほどの丘陵地で周辺は山林や牧草地
現場土地の所有 （岩手県側）	原因法人の元役員の所有地14.8haについて、H22年度に県が差押 他の1.5haは 第三者所有地
差押土地の地目	農地：8.2ha 山林：6.6ha
差押土地の公売	行政代執行の経費を回収するため、原状回復後のH30年度以降に公売予定
青森県側の状況	青森県田子町地内（11ha）の原野 青森県所有地（H16に不法投棄原因者の元役員が青森県に寄附）

2 不法投棄の状況

不法投棄の原因者	三栄化学工業株式会社（八戸市 H13年5月解散） 縣南衛生株式会社（埼玉県 H12年10月破産）
廃棄物の種類、量	燃え殻、廃プラスチック、汚泥、廃油、廃食品、医療系廃棄物等 岩手県側：36万t（青森県側：115万t）
廃棄物の排出者	全国25都道府県の12,000社（そのうち90%が首都圏）
原状回復に要する 期間、経費	岩手県側：H15～H29 231億円 青森県側：H15～H34 477億円

3 事案の経緯

H11.1～6	特殊肥料製造施設で不法投棄の疑いがあったため二戸保健所等が調査し、二戸警察署に通報（廃棄物処理法違反）
H11.11	岩手・青森県警察本部が合同捜査（H12.5原因法人の関係者を逮捕）
H12.6～	原因者に対し原状回復の措置命令を発出
H14.10	原因者の破産等により命令履行が困難となったため、行政代執行を開始
H15.6	「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が施行
H15.7	原状回復対策協議会を設置
H15.11	汚染拡散防止のため、現場内を遮水シート10.5haで被覆（H25.4～26.6撤去）
H16.1	特措法に基づき支障除去実施計画を策定（H25.3期間延長：H25.3→H30.3）
H16.8	廃棄物撤去を開始（H24.12掘削終了、H26.3撤去完了）
H19～	汚染土壌浄化を開始（H29.9環境基準達成予定）
H27.1	事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループを設置 H27年度を目途に方向性を取りまとめ、その後、具体化に向けた検討実施
H30.3	原状回復事業を完了（土壌浄化後に地形整備等を実施予定）
H30.4以降	現場跡地の公売、利活用等

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）による原状回復事業について

1 国の基本方針

国は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）第3条第1項の規定に基づき「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針」を定めている。

この基本方針において、県は不法投棄の原因者への責任追及を行い、廃棄物に係る支障の除去等の措置命令を発出して原状回復を行わせることとしており、原因者が措置できない場合は、県が代わりに原状回復を行い、その費用を原因者から徴収するよう定めている。

2 県の実施計画

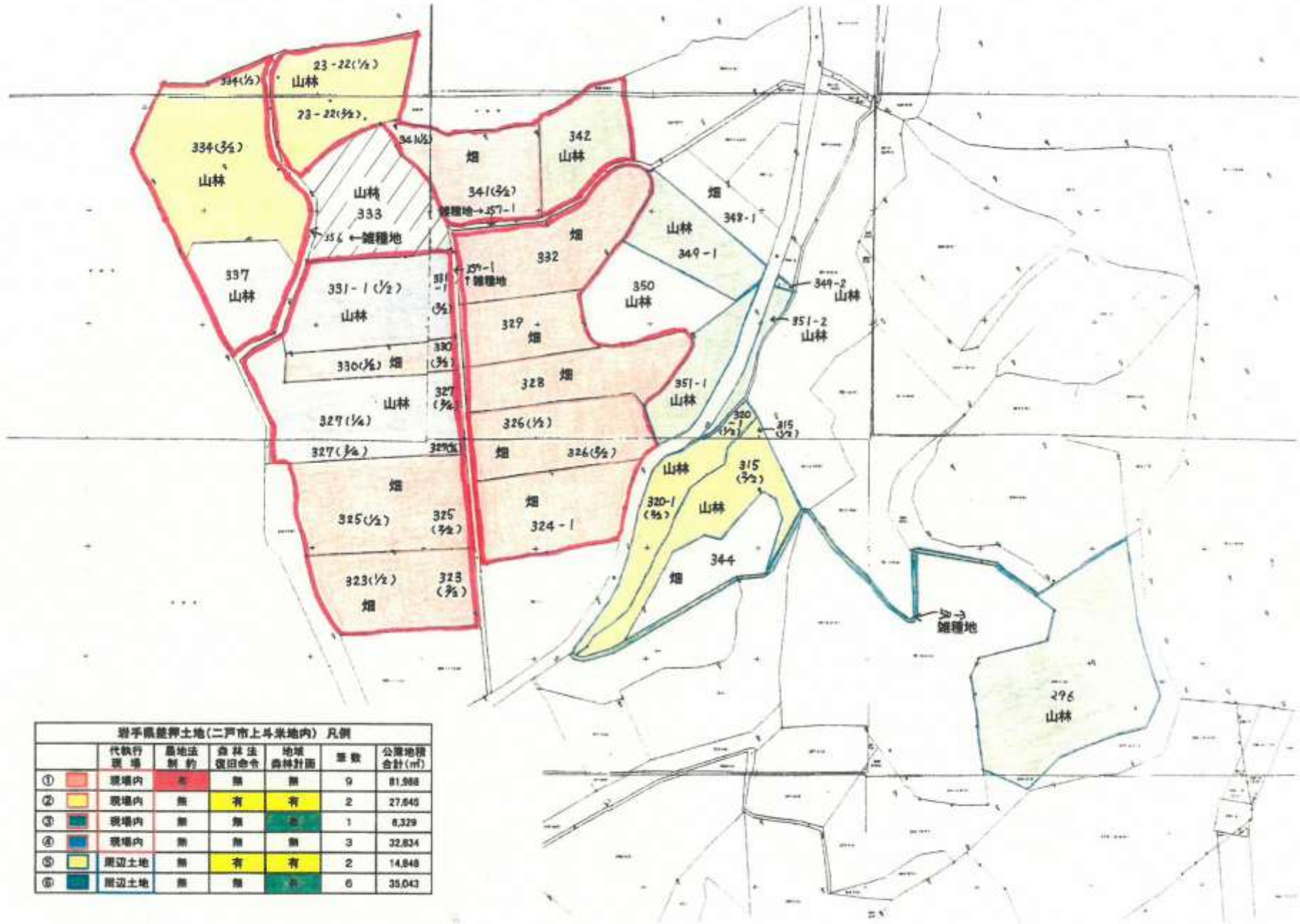
産廃特措法の支援事業を行うためには、県は同法や国の定めた基本方針に沿った実施計画を策定し大臣同意を得る必要があるが、この実施計画において、県は原因者に対し原状回復事業に要した費用の全額を求償し、財産の差押・換価により回収することとしている。

3 岩手・青森県境不法投棄現場の原状回復事業

岩手・青森県境不法投棄現場の原状回復事業においては、原因者による原状回復が見込めないため、県は産廃特措法に基づき実施計画を策定し、国や産業廃棄物適正処理推進センター（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）の支援を受け、原因者に代わって原状回復を行っている。

原状回復に要した経費については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第2項に基づき原因者に負担を求めることとし、同条第5項において準用する行政代執行法第5条の規定により納付を命じているが、原因者からの納付がないため、県は原因者の財産を差押え、それを公売（換価）し、原状回復事業の経費の一部に充当している。

なお、現時点で差押えした原因者の財産は現場土地と現場土地内の建屋のみとなっており、県では引き続き換価に努めていくこととしている。

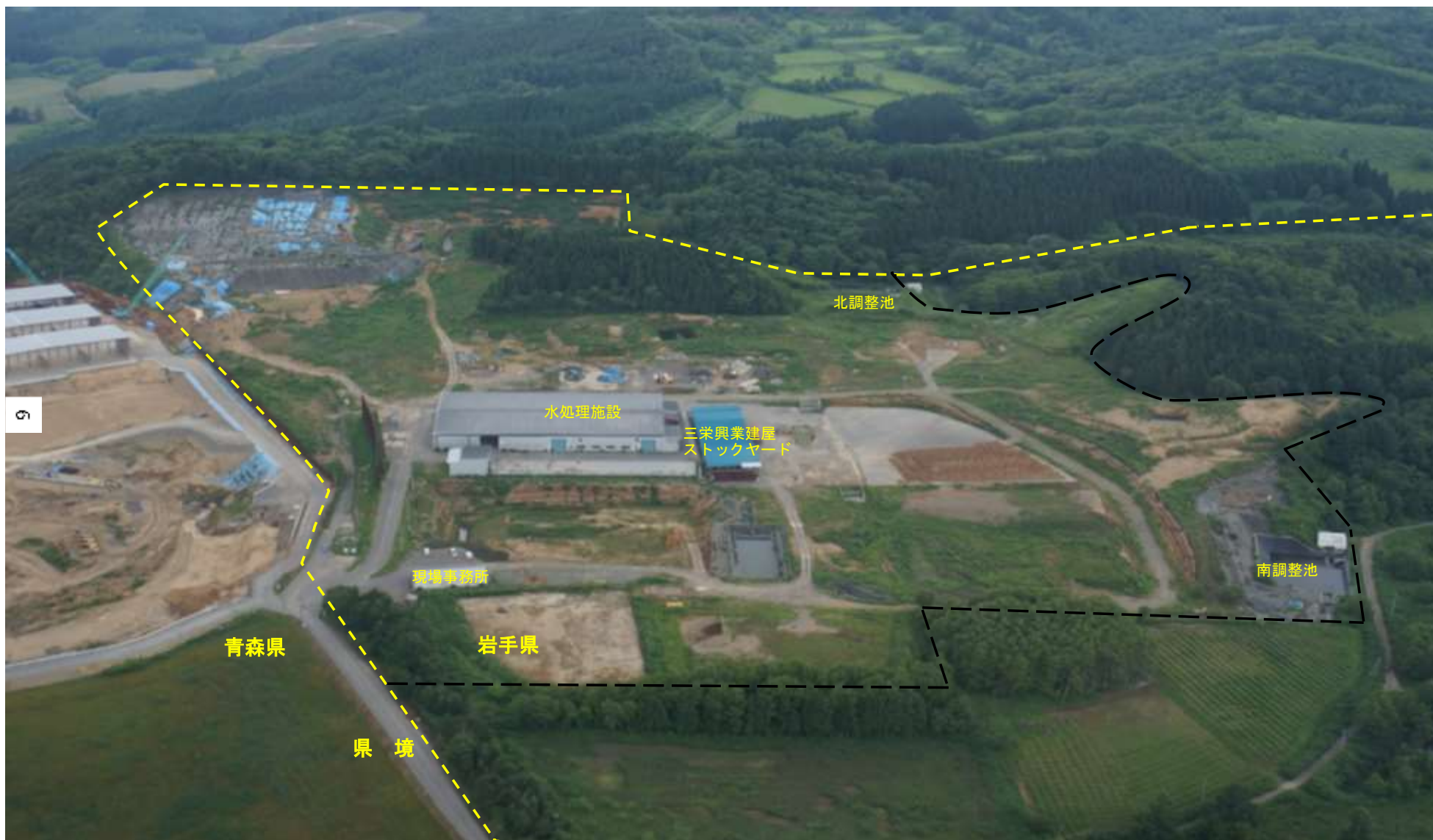


岩手県産林土地(二戸市上斗米地内) 凡例

	代執行 現場	農地法 制約	森林法 復旧命令	地域 森林計画	筆数	公積地積 合計 (㎡)
①	現場内	有	無	無	9	81,988
②	現場内	無	有	有	2	27,640
③	現場内	無	無	有	1	6,329
④	現場内	無	無	無	3	32,834
⑤	周辺土地	無	有	有	2	14,848
⑥	周辺土地	無	無	有	6	35,043

県境不法投棄現場写真

(2014. 6. 23撮影 航空写真)



地元の環境保全活動

1 不法投棄事案への対応

不法投棄事案を契機に、住民団体や環境団体が設立され、廃棄物の早期全量撤去を求める活動を展開しました。

また、不法投棄事案を住民の立場から考え、環境団体が主体的にシンポジウム等を開催するなど、多くの住民が参加した活動が行われました。

- 活動事例：不法投棄や廃棄物をテーマとしたシンポジウム
- 小中学生による環境学習発表会
- 住民による現場視察会

2 様々な活動への広がり

不法投棄事案への取組みを進めていく中で、地域の豊かな自然や優れた水環境など環境全般への関心が高まり、地域の特色を生かした様々な環境保全活動が行われています。

- 活動事例：折爪岳のヒメボタルの観察会
- 馬淵川の水質保全活動（水生生物調査、アユの稚魚放流など）
- 森林保全活動（森の学校など）



県境産廃シンポジウム



県境現場視察会



馬淵川の水質調査

原状回復対策協議会におけるこれまでの意見

1 原状回復の記録の保存や活用のあり方について

(1) 保存・活用のイメージ、方向性

- ・不法投棄事案を風化させない、忘れないように学習してもらいたい。
- ・不法投棄事案をきちんと総括して後世に伝える。
- ・この地域から発信したい、目に見える形で伝えたい。
- ・多くの人が忘れない、多くの人が参画する仕組みが必要。
- ・環境保全に還元するため仕組み、仕掛けが必要。

(2) 保存・活用方法の例示

- ・環境教育に活かす、環境問題を考える材料にする。
- ・地域特有の学習の場として活用する。
(地元の児童生徒は一度現地に行く、大学生の勉強フィールドに活用)
- ・土壌や地下水の浄化技術を記録として残す。
- ・現場跡地に石碑（案内板）などを設置する。

2 跡地の環境再生のあり方について

- ・本来の自然環境、土地をどう利用するか、どう賢く使うか考える必要がある。
- ・現場跡地を元どおりの山や農地に返していく。本来の姿が良い。

3 住民参加の重要性

- ・事業のアイデアや事業を進めるためには団体や市民の方の参加や協力が必要。
- ・事業を進めるための実行主体を作りながらやっていく。
- ・10年、15年先を考えた場合、地元の方と一緒に進める（地元を巻き込む）ことが必要。
- ・長い期間続けていくためには県、市も含め多くの市民団体が関わっていく仕組みが大切。
- ・地道な活動を継続することが大切。地域貢献、社会貢献につなげる。